

(2) 虐待対応の状況

資料2-1 虐待内容別相談状況

区分 児童相談所	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
中央	266	287	587	9	1,149
平塚	209	260	553		1,022
鎌倉三浦	71	51	226	2	350
小田原	63	104	300		467
厚木	286	217	688	11	1,202
合計	895	919	2,354	22	4,190
比率(%)	21.4	21.9	56.2	0.5	100.0

資料2-1心理的虐待(再掲)

区分 児童相談所	DV
中央	87
平塚	71
鎌倉三浦	22
小田原	104
厚木	90
合計	374
比率(%)	8.9

資料2-2 年齢別虐待相談状況

区分 児童相談所	乳児	学齢前							小学生	中学生	高校生	その他	合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小計					
中央	64	89	70	92	74	69	40	434	401	161	89		1,149
平塚	84	69	74	72	44	62	32	353	345	137	99	4	1,022
鎌倉三浦	24	20	19	19	13	27	7	105	120	61	38	2	350
小田原	46	33	30	34	23	35	19	174	162	64	21		467
厚木	83	108	81	109	84	60	37	479	382	165	88	5	1,202
合計	301	319	274	326	238	253	135	1,545	1,410	588	335	11	4,190
比率(%)	7.2	7.6	6.5	7.8	5.7	6.0	3.2	36.9	33.7	14.0	8.0	0.3	100.0

資料2-3 主な虐待者別相談状況

区分 児童相談所	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	合計
中央	515	42	556	1	35	1,149
平塚	364	49	596	2	11	1,022
鎌倉三浦	165	16	165		4	350
小田原	212	27	210	5	13	467
厚木	483	44	650	3	22	1,202
合計	1,739	178	2,177	11	85	4,190
比率(%)	41.5	4.2	52.0	0.3	2.0	100.0

資料2-3で実質的に実父母が虐待していたもの(再掲)

区分 児童相談所	実父母
中央	170
平塚	256
鎌倉三浦	84
小田原	173
厚木	398
合計	1,081
比率(%)	25.8

資料2-4 経路別虐待相談状況

区分 児童相談所	家族							親 戚	近 隣 ・ 知 人	子 ど も 本 人	福祉事務所		町 村 役 場	児 童 委 員	保健機関		医 療 機 関
	虐待者本人			非虐待者			小 計				市	県			市 町 村	県	
	父 親	母 親	そ の 他	父 親	母 親	そ の 他											
中 央	5	23	1	35	66	10	140	11	184	10	50	2		3	1	1	29
平 塚	6	62		25	28	12	133	21	159	11	51		1	3	1		20
鎌倉三浦		11		4	6	2	23	11	37		56		8		1		12
小 田 原	2	7		11	7	6	33	8	73	2	47	5	21		2		5
厚 木		28		32	92	7	159	36	174	8	31				4	2	21
合 計	13	131	1	107	199	37	488	87	627	31	235	7	30	6	9	3	87
比率(%)	0.3	3.1	0.0	2.6	4.7	0.9	11.6	2.1	15.0	0.7	5.6	0.2	0.7	0.1	0.2	0.1	2.1

区分 児童相談所	認 定 こ ど も 園	警 察 等	児童福祉施設等		教育機関等			他 児 童 相 談 所	D V 関 係 機 関	その他			合 計
			保 育 所	そ の 他	幼 稚 園	学 校	そ の 他 *1			支 援 C 等 子 育 て	民 間 団 体	そ の 他 *2	
平 塚	457	7	2	4	73		62			7	10	1,022	
鎌倉三浦	154	1	3		22	2	20					350	
小 田 原	203			2	26		38				2	467	
厚 木	468	33	2	5	185	1	41		1	8	23	1,202	
合 計	0	1,774	59	8	16	399	9	254	0	1	18	42	4,190
比率(%)	0	42.3	1.4	0.2	0.4	9.5	0.2	6.1	0.0	0.0	0.4	1.0	100.0

\*1 「教育機関・その他」;教育委員会・教育相談センター・青少年相談センター等

\*2 「その他・その他」;左記のいずれにも該当しない者・機関等。児童相談所による主体的認定は実際の相談経路で計上し、ここには含まない。

資料2-5 家族構成別虐待相談状況

区分 児童相談所	実父母	父子	母子	実父・ 実母以外 の母	実父以外 の父 ・実母	その他	合計
中 央	714	43	249	7	68	68	1,149
平 塚	565	39	251	8	91	68	1,022
鎌倉三浦	235	10	39		21	45	350
小 田 原	269	14	98	2	45	39	467
厚 木	705	30	291	13	84	79	1,202
合 計	2,488	30	928	30	309	299	4,190
比率(%)	59.4	0.7	22.1	0.7	7.4	7.1	100.0

## 資料2-6 児童福祉法対応状況

### (1) 司法機関との連携等に関するもの

区分 児童相談所	児福祉法28条1項 (措置の家裁承認)		児福祉法28条2項 (措置の更新承認)		防止法 8条の2	児福祉法29条 防止法9条1項 立入調査		防止法 9条の2 1項	防止法9条の3 1項 臨検・搜索等	
	申立 件数	承認 件数	申立 件数	承認 件数		出頭 要求	指示書 発行の		調査実施 *1	再出頭 要求
					中央			2		
平塚										
鎌倉三浦										
小田原										
厚木	1									
合計	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0

区分 児童相談所	防止法10条に基づく警察への援助依頼						その他の 警察への援助依頼 *4, 5	
	立入調査		臨検・搜索等		その他 *3 (安全確認・一時保護)		依頼 のみ	実働
	依頼 のみ	実働 *2	依頼 のみ	実働 *2	依頼 のみ	実働		
中央		1				1		
平塚								
鎌倉三浦								
小田原								
厚木								2
合計	0	1	0	0	0	1	0	2

\*1 「調査実施」； 指示書を発行し、実際に児童の安全を確認し目的を達成した場合。家庭訪問しても目的を達成できなかった場合は計上しない。

\*2 「実働」； 目的の達成不達成は関係なく、警察署員が実際に出勤し何らかの動きを取った場合はすべて計上する。

\*3 「その他」； 立入調査をせず、児童の安全確認または一時保護をする際に援助要請を行った場合。

\*4 直接、警察へ依頼した児相が計上。必ずしもケースを担当する児相が計上する訳ではない。

\*5 防止法10条が適用されるもの；

①児童の安全 ②児童の一時保護 ③立入調査 ④臨検・搜索

防止法10条が適用されないもの；(例)強引な児童引き取り要求への対応、保護者面接の同席、その他、上記①～③以外で警察の援助が必要と判断される場合。ただし本統計では虐待事例に限定。

### (2) 一時保護・措置等に関するもの

区分 児童相談所	児福祉法33条一時保護委託 *1						児福祉法27条1項3号措置委託 *2				
	乳児院	一時 保護所	児童養護 施設	里親	その他	合計	乳児院	児童養護 施設	里親	その他	合計
中央	18	118	8	11	13	168	5	7	1	2	15
平塚	10	62	7	5	8	92	3		3	4	10
鎌倉三浦		17		2	4	23	1			2	3
小田原	8	31		4	2	45	6	1	2		9
厚木	11	116	3	29	9	168	10	7	4	3	24
合計	47	344	18	51	36	496	25	15	10	11	61

\*1 法33条一時保護・施設措置については、当該年度虐待相談受理ケースのみを対象とする。

\*2 同一児童について、複数回の一時保護があった場合、当該年度内分はその都度計上する。

区分	職権による一時保護 *3						
	乳児院	一時保護所	児童養護施設	里親	医療機関	その他	合計
児童相談所							
中央	1	24					25
平塚		10				3	13
鎌倉三浦		10		1	2	1	14
小田原	3	33		2		2	40
厚木	3	42		1	1	2	49
合計	7	119	0	4	3	8	141

\*3 「職権一時保護」;

係属中の全ての虐待ケースで、保護者からの引き取り要求等に応じない目的で、

- ①保護者の意向を確認せず、または意向に反し、在宅から一時保護を行った場合
- ②保護者の同意による一時保護中に、保護者の意向に反し一時保護を継続した場合
- ③保護者の同意による措置中に、措置解除し一時保護を行った場合

区分	防止法11条3項	防止法11条4項*4	防止法11条5項	防止法12条 面会・通信の制限 *5								防止法12条の4 1項 *6	
				1項				3項					
				全部制限	1号		2号		住所情報のみ制限		接近禁止命令		
					面会のみ制限	通信のみ制限							
保護者指導勧告	一時保護	施設措置等	親権(※停止含む)喪失	施設入所児童	一時保護児童	施設入所児童	一時保護児童	施設入所児童	一時保護児童	施設入所児童	一時保護児童		
児童相談所													
中央													
平塚													
鎌倉三浦				1									
小田原										1			
厚木					1								
合計	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0

\*4 「防止法11条第4項一時保護・施設措置」;防止法11条4項の規定に基づき一時保護、施設措置等を行った件数を計上する。

\*5 「面会制限」「通信制限」;同一児童の保護者に対し、制限と解除を繰り返した場合、制限をかける都度計上する。

\*6 「接近禁止命令」;命令に係る期間(6ヶ月)を更新する場合には、再度計上する他、解除後に再度命令を発する場合には随時計上する。

### 資料2-7 主な虐待の背景

区分	保護者										対人葛藤					家庭		原因不明	合計	
	精神	精神病以外	精神疾患の疑い	知的障害	未熟		依存症		虐待歴	暴力的性格	パートナー		親子間		親族間	経済的困窮	社会的孤立			
					未成熟	その他	アルコール	薬物等			D	D	育児不安	一方的しつけ						その他
					V	V	V	V			V	V								
児童相談所																				
中央	62	5	24	2	6	155	4	5	2	48	103	249	85	178	155	43	18	3	2	1,149
平塚	32	21	34	18	11	160	9		7	106	64	189	43	160	103	36	16	4	9	1,022
鎌倉三浦	16	6	16	1	1	29				8	29	101	28	58	46	7	2	1	1	350
小田原	32	7	16	4	1	45			1	23	105	77	10	86	31	15	10	4		467
厚木	40	10	39	14	7	120	8	6	2	57	189	139	37	230	218	30	29	18	9	1,202
合計	182	49	129	39	26	509	21	11	12	242	490	755	203	712	553	131	75	30	21	4,190
比率(%)	4.3	1.2	3.1	0.9	0.6	12.1	0.5	0.3	0.3	5.8	11.7	18.0	4.8	17.0	13.2	3.1	1.8	0.7	0.5	100.0

資料2-8 年度別虐待相談取扱い状況

年度	児童相談所	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
23年度	中 央	155	153	218	10	536
	鎌 倉 三 浦	48	41	99	1	189
	小 田 原	67	110	120	4	301
	相 模 原	47	73	59	1	180
	厚 木	128	200	209	4	541
	合 計	445	577	705	20	1,747
24年度	中 央	224	169	328	8	729
	鎌 倉 三 浦	39	56	113	2	210
	小 田 原	51	90	112	7	260
	県 北	41	83	114		238
	厚 木	190	249	396	10	845
	合 計	545	647	1,063	27	2,282
25年度	中 央	230	167	377	16	790
	鎌 倉 三 浦	48	48	115		211
	小 田 原	74	83	143	6	306
	県 北	66	92	149	4	311
	厚 木	141	213	508	4	866
	合 計	559	603	1,292	30	2,484
26年度	中 央	200	183	378	7	768
	平 塚	129	167	266		562
	鎌 倉 三 浦	64	44	166	2	276
	小 田 原	55	75	129		259
	厚 木	180	194	464	4	842
	合 計	628	663	1,403	13	2,707
27年度	中 央	187	201	450	7	845
	平 塚	127	210	332	5	674
	鎌 倉 三 浦	66	44	178	5	293
	小 田 原	45	87	169	5	306
	厚 木	227	239	543	8	1,017
	合 計	652	781	1,672	30	3,135
28年度	中 央	227	237	581	8	1,053
	平 塚	169	233	387	2	791
	鎌 倉 三 浦	67	59	193	7	326
	小 田 原	75	129	209	1	414
	厚 木	248	196	472	14	930
	合 計	786	854	1,842	32	3,514
29年度	中 央	266	287	587	9	1,149
	平 塚	209	260	553		1,022
	鎌 倉 三 浦	71	51	226	2	350
	小 田 原	63	104	300		467
	厚 木	286	217	688	11	1,202
	合 計	895	919	2,354	22	4,190

## 資料2-9 虐待対策支援課の事業別活動実績

### (1) 危機管理

内 容	件 数
児童福祉法第28条の申立等に係る代理人契約	4
児童虐待死亡事例等検証	3

### (2) 研修

研 修 題 目	講 師	回数	人数
児童相談所新任職員研修 児童福祉司任用前講習会(法定研修)		7	349
児童相談所2年目研修		2	35
児童福祉司任用後研修(法定研修)		6	239
市町村職員新任研修		4	103
要保護児童対策地域協議会調整担当者研修 (法定研修)		5	163
児童相談所職員実務研修		6	221
司法面接スキルを用いた調査面接 フォローアップ研修	東海大学 菱川愛准教授 (福)恩賜財団母子愛育会愛育研究所 山本恒雄 客員研究員	3	44
親子支援チームに係る研修 (新任、フォローアップ、スーパーバイズ)	目白大学 青木豊教授	11	159
サイエンス・オブ・セーフティ対応強化研修 (基礎研修、スーパーバイズ研修)	東海大学 菱川愛准教授 他	7	147
性的虐待対応研修 (ガイドライン、初期被害面接)	(福)恩賜財団母子愛育会愛育研究所 山本恒雄 客員研究員	2	63
立入調査、臨検・捜索研修		1	45

研修講師派遣	県教育委員会主催等教育関係者向け研修への講師派遣	7回
	上記以外の研修への講師派遣	33回

### (3) 医療サポート事業

依 頼 内 容	件数	回数
親子の関係性の評価	6	7
精神医学的・心理学的評価	7	14
系統的全身診察	6	6
カウンセリング	0	0
セカンドオピニオン	5	5
精神科医療相談	10	10
合 計	34	42

### (4) 被害事実確認面接・3機関協同面接

検察+警察+児相	警察+児相	児相のみ	合計(実人数)
24	22	13	59(40)

### (5) その他

- 児童虐待防止啓発活動 オレンジリボンキャンペーン 企画、運営に参加
- 「神奈川県児童相談所における 性的虐待調査報告書(第4回)」作成

資料2-10 親子支援チーム実績

(1) 支援人数(実人数)

区分	児相 性別		中 央		平 塚		鎌倉三浦		小田原		厚 木		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
乳 児	4	8	3	2	4	4	1	3	6	9			44
幼 児	38	36	30	23	17	13	16	9	42	36			260
小学生	73	39	44	39	10	18	37	22	59	36			377
中学生	34	28	20	22	17	19	25	22	37	36			260
高校生年齢	37	26	19	24	6	13	10	19	22	27			203
その他	1	1	3		1	1	1	1		1			10
小 計	187	138	119	110	55	68	90	76	166	145			1,154
合 計	325		229		123		166		311				

(2) 相談種別(実人数)

種別	中 央	平 塚	鎌倉三浦	小田原	厚 木	合計
養 護	40	32	3	6	75	156
養護(虐待)	272	179	110	146	208	915
障 害	7	10		4	13	34
非 行	5	5	2	2	10	24
育 成	1	3	3	8	5	20
その他の種別						0
合 計	325	229	118	166	311	1,149

年度途中で相談種別が変更となったケースがあるため、支援人数とは一致しないことがある。

(3) 支援対象(延べ人数)

対象	中 央	平 塚	鎌倉三浦	小田原	厚 木	合計
児童本人	10	40	87	43	9	189
実 父	48	41	62	26	43	220
実 母	139	117	143	124	93	616
実父以外の父親	13	8	5	12	10	48
実母以外の母親		6		4	4	14
その他の家族・親族	122	41	72	15	32	282
知人・近隣			12	2	2	16
児童相談所	1,537	974	847	649	1,875	5,882
他の児童相談所	10		39	3	6	58
施設・里親等	617	364	264	238	612	2,095
市町村	26	22	58	11	45	162
学 校	16	14	23	29	6	88
保育所・幼稚園	17			2	1	20
医療機関	7		44	2	7	60
その他の機関	4	5	78	19	2	108
合 計	2,566	1,632	1,734	1,179	2,747	9,858

(4) 支援内容(延べ回数)

内容	中 央	平 塚	鎌倉三浦	小田原	厚 木	合計
アセスメント	2	10	44	24	13	93
プランニング	359	142	162	158	636	1,457
(再掲)当事者との協働	115	73	102	54	75	419
プランの展開・治療教育	126	118	122	81	15	462
スタッフへの支援	229	144	166	185	222	946
ヒアリング	311	211	73	110	325	1,030
その他の支援	51	22	66	35	13	187
合 計	1,193	720	735	647	1,299	4,175

資料2-11 保健師業務実績

(1) 業務内容別実績

児童相談所	総計 (%)	個別ケースへの対応											地域との連携					その他				
		面接	訪問・記録				合同ミーティング	ネット会議等	健康教育(集団)	援助方針会議	他	小計	保健所連絡会議	保健師との連絡会議	関係機関連絡会議	連絡調整	小計	児童相談所保健担当者会議	研修		他	小計
			家庭	病院	関係機関	その他													講師	受講		
中央	470	30	84	66	40	8	23.5	31.5	16	46	14.0	359	9	1	22	5	37	7	8.5	21	37.5	74
	(100)	(6)	(18)	(14)	(9)	(2)	(5)	(7)	(3)	(10)	(3)	(76.4)	(2)	(0)	(5)	(1)	(7.9)	(1)	(2)	(4)	(8)	(15.7)
平塚	462	45	79	50	22	19	1	23	13.5	50.5	15	316.5	18	6	13	11.5	48.5	11	5	45	37	97
	(100)	(10)	(17)	(11)	(5)	(4)	(0)	(5)	(3)	(11)	(3)	(68.5)	(4)	(1)	(3)	(2)	(10.5)	(2)	(1)	(10)	(8)	(21.0)
鎌倉三浦	466	11	90.5	52.5	60	3	23	26	27	53.5	11	357	6	1	11.5	0	19	10	11	18.5	51	91
	(100)	(2)	(19)	(11)	(13)	(1)	(5)	(6)	(6)	(11)	(2)	(76.6)	(1)	(0)	(2)	(0)	(4.0)	(2)	(2)	(4)	(11)	(19.4)
小田原	462	24	61	20	32	7	19	21	51	67	5	307	7	17	34	26	84	8	7	32	24	71
	(100)	(5)	(13)	(4)	(7)	(2)	(4)	(5)	(11)	(15)	(1)	(66.3)	(2)	(4)	(8)	(6)	(18.4)	(2)	(2)	(7)	(5)	(15.3)
厚木	462	53	60	84	21	3	4	17	52	32	21	347	7	6	17	10	40	20	6	28	21	75
	(100)	(11)	(13)	(18)	(5)	(1)	(1)	(4)	(11)	(7)	(5)	(75.1)	(2)	(1)	(4)	(2)	(8.7)	(4)	(1)	(6)	(5)	(16.2)
合計	2,322	163	374	272	175	40	71	119	160	249	66	1,687	47	31	98	53	228	56	37	144	171	408
	(100)	(7)	(16)	(12)	(8)	(2)	(3)	(5)	(7)	(11)	(3)	(72.6)	(2)	(1)	(4)	(2)	(9.8)	(2)	(2)	(6)	(7)	(17.5)

上段は、単位数。厚生労働省の保健師活動調査をもとに、半日を1単位として業務従事状況を割合で示したもの。

下段は割合(%)。小計は小数点以下1桁未満を四捨五入、他は小数点以下を四捨五入。

(2) 個別ケースへの対応(延べ人数)

児童相談所	面接	電話	訪問	ネット会議等	健康教育
中央	50	239	174	57	14
平塚	133	339	378	46	18
鎌倉三浦	28	548	346	40	8
小田原	25	295	125	30	22
厚木	152	243	313	39	21
合計	388	1,664	1,336	212	83



(3) 集団健康教育・研修講義

ア 児童対象

施設等種別	機関数	延べ回数	延べ人数	担当児相
児童養護施設	2	8	46	中央、鎌倉三浦、厚木
福祉型児童入所施設（知的）	1	3	14	中央、鎌倉三浦
一時保護所	2	26	211	中央、厚木
高等学校	5	6	1,577	平塚、厚木

イ 職員等対象

対象者種別	機関数	延べ回数	延べ人数	担当児相
行政	9	9	240	5 児童相談所
医療機関	5	7	132	平塚、鎌倉三浦、厚木
里親	4	5	68	平塚、鎌倉三浦、小田原
入所施設	3	8	169	小田原
教育機関	1	3	29	小田原
行政および医療機関	2	2	139	平塚、鎌倉三浦、小田原

(4) 会議

ア 医療機関との連携会議 各児童相談所で1回ずつ開催

イ 管内保健師連絡会議

ウ 保健福祉事務所との連絡会議

児童相談所	回数	出席者数 (延)
小田原	2	42
厚木	1	24

児童相談所	回数	出席者数
厚木	1	29
平塚	1	25

エ 保健担当者会議 奇数月に1回（年間6回）開催

※ 平成29年9月22日 拡大会議

出席者：中央児童相談所長、厚木児童相談所子ども支援課長、健康増進課副課長（統括保健師）、鎌倉保健福祉事務所三崎センター長、各児童相談所保健師

(5) 学会発表

テーマ	発表者	学会・日程
神奈川県児童相談所における保健師業務について ～県児童相談所保健師配置10年のまとめから～	児童相談所保健師チーム 発表：厚木児童相談所	第39回地域保健師研究発表会 平成30年1月26日
保健福祉事務所、児童相談所、市町村のそれぞれの目的を統合した講演会の取り組みについて～性感染症、望まない妊娠、児童虐待の予防～		第39回地域保健師研究発表会 平成30年1月26日
保健福祉事務所、児童相談所、市町村のそれぞれの目的を統合した講演会の取り組みについて～児童虐待予防の視点から～	厚木保健福祉事務所・座間市・厚木児童相談所チーム	第39回地域保健師研究発表会 平成30年1月26日
関係機関が連携した高校生への健康教育の試み～望まない妊娠・STI・SBSの予防を身近な問題として伝える教育～		第63回神奈川県公衆衛生学会 平成29年11月30日
（実践報告）小田原児童相談所管内の児童虐待発生の傾向と要因について～関係機関と連携した心理的虐待の予防対策への取り組み～	小田原児童相談所保健師・親子支援チーム	総合療育相談センター・県児童相談所「平成29年度紀要」 平成30年3月